

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】平成21年12月10日(2009.12.10)

【公開番号】特開2007-299390(P2007-299390A)

【公開日】平成19年11月15日(2007.11.15)

【年通号数】公開・登録公報2007-044

【出願番号】特願2007-110608(P2007-110608)

【国際特許分類】

G 06 F 13/00 (2006.01)

H 04 W 28/00 (2009.01)

H 04 W 4/24 (2009.01)

【F I】

G 06 F 13/00 5 4 0 P

H 04 B 7/26 1 0 9 M

H 04 Q 7/04 H

【手続補正書】

【提出日】平成21年10月26日(2009.10.26)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

コンテンツ配信方法であって、

ネットワーク条件がコンテンツ配信のためのネットワークプリファレンスに対応するか否かを判断するために、無線ネットワークをモニタする配信サーバを使用することであって、該ネットワークプリファレンスは、メタデータにおいて特定される、ことと、

ネットワーク条件が該メタデータにおいて特定される該ネットワークプリファレンスに対応する場合、コンテンツを配信することと、

ネットワーク条件が該ネットワークプリファレンスに対応しない場合、ネットワーク条件が該メタデータにおいて特定される該ネットワークプリファレンスに対応するときの将来の配信のために、該コンテンツを該配信サーバに格納することとを含む、コンテンツ配信方法。

【請求項2】

前記メタデータは、チャネルメタデータである、請求項1に記載のコンテンツ配信方法。

【請求項3】

前記メタデータは、コンテンツメタデータである、請求項1に記載のコンテンツ配信方法。

【請求項4】

前記ネットワークプリファレンスは、種々のネットワークタイプのための配信料金に基づく、請求項1から3のいずれかに記載のコンテンツ配信方法。

【請求項5】

前記ネットワークプリファレンスは、種々のネットワークタイプのための帯域幅の制約に基づく、請求項1から4のいずれかに記載のコンテンツ配信方法。

【請求項6】

前記メタデータは、ローミング中に配信が受け入れ可能か否かを示すメタデータを含む

、請求項 1 から 5 のいずれかに記載のコンテンツ配信方法。

【請求項 7】

前記メタデータは、受け入れ可能なネットワークタイプを示すメタデータを含む、請求項 1 から 6 のいずれかに記載のコンテンツ配信方法。

【請求項 8】

コンテンツ配信方法であって、

ネットワーク条件がフルベースのコンテンツ配信のためのネットワークプリファレンスに対応するか否かを判断するために、無線ネットワークをモニタする配信クライアントを使用することであって、該ネットワークプリファレンスは、メタデータにおいて特定される、ことと、

ネットワーク条件が、該メタデータにおいて特定される該ネットワークプリファレンスに対応する場合、配信サーバからコンテンツを検索することと、

ネットワーク条件が該ネットワークプリファレンスに対応しない場合、ネットワーク条件が該メタデータにおいて特定される該ネットワークプリファレンスに対応するまで、該コンテンツの検索を延期することと

を含む、コンテンツ配信方法。

【請求項 9】

前記メタデータは、チャネルメタデータである、請求項 8 に記載のコンテンツ配信方法。

【請求項 10】

前記メタデータは、コンテンツメタデータである、請求項 8 に記載のコンテンツ配信方法。

【請求項 11】

前記ネットワークプリファレンスは、種々のネットワークタイプのための配信料金に基づく、請求項 8 から 10 のいずれかに記載のコンテンツ配信方法。

【請求項 12】

前記ネットワークプリファレンスは、種々のネットワークタイプのための帯域幅の制約に基づく、請求項 8 から 11 のいずれかに記載のコンテンツ配信方法。

【請求項 13】

前記メタデータは、ローミング中に配信が受け入れ可能か否かを示すメタデータを含む、請求項 8 から 12 のいずれかに記載のコンテンツ配信方法。

【請求項 14】

前記メタデータは、受け入れ可能なネットワークタイプを示すメタデータを含む、請求項 8 から 13 のいずれかに記載のコンテンツ配信方法。

【請求項 15】

コンテンツ配信に使用されるネットワークタイプに対するプリファレンスを特定する方法であって、

メタデータ中のネットワークプリファレンスルールを含むことであって、該ルールは、コンテンツ配信のために使用されるネットワークタイプの関連プリファレンスを特定することと、

該メタデータを、配信クライアントと配信サーバとの少なくとも一つに通信することとを含む、方法。

【請求項 16】

ネットワークタイプに対する前記プリファレンスは、受け入れ可能な配信料金に基づく、請求項 15 に記載の方法。

【請求項 17】

ネットワークタイプに対する前記プリファレンスは、ローミング中に配信が受け入れ可能か否かに基づく、請求項 15 または 16 に記載の方法。

【請求項 18】

ネットワークタイプに対する前記プリファレンスは、ネットワーク帯域幅の能力に基づ

く、請求項 15 から 17 のいずれかに記載の方法。

**【請求項 19】**

請求項 1 から 7 のいずれかに記載の方法を実行するように構成される配信サーバ。

**【請求項 20】**

通信サブシステムとプロセッサとを含むモバイルデバイスであって、請求項 8 から 14 のいずれかに記載の方法を実行するために配信クライアントを使用するように構成される、モバイルデバイス。

**【請求項 21】**

動的にシンジケートされたコンテンツ配信システムであって、

請求項 19 に記載の配信サーバと、

請求項 20 に記載の配信クライアントと

を含む、動的にシンジケートされたコンテンツ配信システム。

**【請求項 22】**

請求項 15 から 18 のいずれか一項に記載の方法をさらに実行する、請求項 21 に記載の動的にシンジケートされたコンテンツ配信方法。

**【請求項 23】**

ネットワーク条件に従って配信サーバを使用するコンテンツ配信のためのコンピュータプログラム製品であって、該コンピュータプログラム製品は、請求項 1 から 7 のいずれか一項に記載の方法を実装するために、コンピューティング装置によって実行可能なプログラム符号化手段、システムまたは装置を具体化する、コンピュータ読み取り可能な媒体を含む、コンピュータプログラム製品。

**【請求項 24】**

ネットワーク条件に従って配信クライアントを使用するコンテンツ配信のためのコンピュータプログラム製品であって、該コンピュータプログラム製品は、請求項 8 から 14 のいずれか一項に記載の方法を実装するために、コンピューティング装置によって実行可能なプログラム符号化手段、システムまたは装置を具体化する、コンピュータ読み取り可能な媒体を含む、コンピュータプログラム製品。